第七章中第百三十三条の次に次の三条を加える。

（登録記念物保存活用計画の認定）

第百三十三条の二　登録記念物の管理団体（前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2　登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　当該登録記念物の名称及び所在地

二　当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三　計画期間

四　その他文部科学省令で定める事項

3　前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。

4　文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四　当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5　文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

（現状変更の届出の特例）

第百三十三条の三　前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定（次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十四号において同じ。）を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

（準用）

第百三十三条の四　登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の六第一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第百三十九条第一項ただし書及び第三項中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第百四十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、当該都道府県が特定地方公共団体である場合は、この限りでない。

第百五十三条第二項第二号中「き損」を「毀損」に改め、同項第十八号中「限る。）」の下に「又は第百八十四条の二第一項の政令（第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）」を加え、同号を同項第二十七号とし、同項中第十七号を第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　第百八十三条の三第一項に規定する文化財保存活用地域計画の同条第五項の認定（第百八十三条の四第一項の変更の認定を含む。）

第百五十三条第二項中第十六号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三　史跡名勝天然記念物保存活用計画の第百二十九条の二第四項の認定

二十四　登録記念物保存活用計画の第百三十三条の二第四項の認定

第百五十三条第二項中第十五号を第二十一号とし、第十四号を第二十号とし、同項第十三号中「き損」を「毀損」に改め、同号を同項第十九号とし、同項中第十二号を第十八号とし、第九号から第十一号までを六号ずつ繰り下げ、第八号を第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二　重要有形民俗文化財保存活用計画の第八十五条の二第四項の認定

十三　重要無形民俗文化財保存活用計画の第八十九条の二第三項の認定（第八十九条の三において準用する第七十六条の三第一項の変更の認定を含む。）

十四　登録有形民俗文化財保存活用計画の第九十条の二第四項の認定

第百五十三条第二項中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　重要文化財保存活用計画の第五十三条の二第四項の認定

七　登録有形文化財保存活用計画の第六十七条の二第四項の認定

八　重要無形文化財保存活用計画の第七十六条の二第三項の認定

第百五十四条第一項中「。次項及び次条において同じ。」を削り、同項第二号及び第五号中「で準用する」を「において準用する」に改め、同条第二項中「文化庁長官」の下に「（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会。次条において同じ。）」を加え、「で準用する」を「において準用する」に改める。

第百五十六条第一項中「市の」を「市町村の」に改め、同項第二号中「で準用する」を「において準用する」に、「管理団体」を「地方公共団体その他の法人」に改め、同条第二項中「市の」を「市町村の」に改める。

第百七十条の次に次の五条を加える。

第百七十条の二　国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

2　文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第百七十条の三　前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第百七十条の四　第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第百七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第百七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現